

川環保発第59号
令和5年7月27日

川口市監査委員	澤野	高雄	様
同	金井	洋	様
同	奥富	精一	様
同	福田	洋子	様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年9月30日執行の環境部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

その他（環境保全課）

環境保全課の組織及び事務分掌において、川口市行政組織規則及び川口市分析センター処務規程を、所掌事務の変更に併せて適時改正されたい。

講じた措置の内容

川口市行政組織規則及び川口市分析センター処務規程について、所掌事務との比較を行った結果、川口市行政組織規則については改正せず、川口市分析センター処務規程については川口市例規制定改廃事務処理要領に基づき改正を行い、令和5年4月1日に施行されました。

